琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄住民の権利拡大（自治権拡大問題）(2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43441

法案改憲の論点

極秘

沖縄の政情収拾に関する要望について

大田琉球政府主席辞任をめぐる最近の沖縄政情の混乱について日本政府は重大な関心をもつものである。

すなわち、一九六二年三月一九日に発表された故ケネディ大統領声明の精神から、日本政府としては、深甚なる信頼感と期待感をもつて、米民政府の施政を見守つてきたところであるが、最近における相次ぐ布令の公布は、右の大統領声明の精神に相反するものと思料せられ、いわゆる「直接統治」の様相を濃くしつつあり、このまま推移するならば事態は悪化の一途をたどり、きわめて憂慮するものが予想される。

賢明なる貴政府におかれても、以上の事態を卒直冷静に認識され、しかるべく善処せられて、沖縄住民の福祉と安寧の増進をはかることを切に要望してやまない。

総理府

極秘

REQUEST FOR POLITICAL STABILIZATION
IN OKINAWA

The Japanese Government is solicitous about current disorder of political situation in Okinawa in connection of the resignation of Mr. Seisaku Ohta, Chief Executive of the Ryukyu Government.

In accordance with the spirit of the late President Kennedy's statement issued on March 19, 1962, the Japanese Government has watched the American administration in the Ryukyus with a great confidence and expectation. However, the successive proclamation of High Commissioner's Ordinance in the recent days is considered to disagree with the spirit of the late President Kennedy's statement mentioned above and "direct control" by him over the Ryukyus seems to be tightening. If the present circumstances will continue, it will cause a serious condition.

The Japanese Government sincerely wishes that American Government will take recognition of the situation properly and calmly and will take necessary action to promote the development of the welfare and well-being of the Ryukyuan inhabitants.

極秘

沖縄の政情収拾に関する要望
について

大田琉球主席辞任をめぐる最近の沖縄政情の混乱について日本政府は重大な関心をもつものである。

すなわち、1962年3月19日に発表された故ケネディー大統領声明の精神から、日本政府としては、深甚なる信頼感と期待感をもつて、米民政府の施政を見守つてきたところであるが、最近における相次ぐ布令の公布は、上記の大統領声明の精神に相反するものと思料せられ、いわゆる「直接統治」の様相を濃くしつつあり、このまま推移するならば事態は悪化の一途をたどり、きわめて憂慮するものが予想される。

賢明なる貴政府におかれても、以上の事態を卒直冷静に認識され、しかるべく善処せられて、沖縄住民の福祉と安寧の増進をはかることを切に要望してやまない。

極秘

REQUEST FOR POLITICAL STABILIZATION IN OKINAWA

The Japanese Government is solicitous about current disorder of political situation in Okinawa in connection of the resignation of Mr. Seisaku Ohta, Chief Executive of the Ryukyu Government.

In accordance with the spirit of the late President Kennedy's statement issued on March 19, 1962, the Japanese Government has watched the American administration in the Ryukyus with a great confidence and expectation. However, the successive proclamation of High Commissioner's Ordinance in the recent days is considered to disagree with the spirit of the late President Kennedy's statement mentioned above and "direct control" by him over the Ryukyus seems to be tightening. If the present circumstances will continue, it will cause a serious condition.

The Japanese Government sincerely wishes that American Government will take recognition of the situation properly and calmly and will take necessary action to promote the development of the welfare and well-being of the Ryukyuan inhabitants.

REQUEST FOR POLITICAL STABILIZATION IN OKINAWA

The Japanese Government is solicitous about current disorder of political situation in Okinawa in connection of the resignation of Mr. Seisaku Ohta, Chief Executive of the Ryukyu Government.

In accordance with the spirit of the late President Kennedy's statement issued on March 19, 1962, the Japanese Government has watched the American administration in the Ryukyus with a great confidence and expectation. However, the successive proclamation of High Commissioner's Ordinance in the recent days is considered to disagree with the spirit of the late President Kennedy's statement mentioned above and "direct control" by him over the Ryukyus seems to be tightening. If the present circumstances will continue, it will cause a serious condition.

The Japanese Government sincerely wishes that American Government will take recognition of the situation properly and calmly and will take necessary action to promote the development of the welfare and well-being of the Ryukyuan inhabitants.

39.6.1

6月4日

自治権後退問題に対する米民政府の態度
（六月一日付沖縄タイムス朝刊より）

一、米民政府がこんどの政治的事件でとくに注目しているのは自民党刷新派の動きだといわれる。

二、それはこれまでのいきさつや現段階からして一種のキャチグボートを握っている同派の動きによっては、立法院での自民党の多数派行動にヒビが入り、今後の行政執行に支障を来すとの見方からのようである。

内閣

1

三、最近の布令政治は現行政府の能力に対し、米民政府が決して満足していないことを示しているが、布令を公布したことが立法院の反撃を買う導火線になっているので、米民政府は責任ある解金な琉球政府を育成しなければならない立場に立たされている。

四、従って、あと二、三件の布令公布が予想されているが、現在のような微妙な情勢下では米

内閣

2

民政府としても無理な措置はとらず、当分立法院を中心とする沖縄政界の動きを見守るだろうとの見方が多い。

内閣

3

6月5日

自治権後退と目される事件

一、農業協同組合連合会、農林漁業中央金庫等への米軍の直接手入

1、昭和三十八年七月二日から米陸軍会計監査部は琉球政府金融検査部と共に琉球農業協同組合連合会及び琉球農林漁業中央金庫ほか六単位協同組合に直接監査を行なった。

2 琉球警察本部は、金融検査部の告発に基づき、

内閣

1

4

同年十一月十二日及び十三日、農連に対して捜査を行なった。容疑は農連の協同組合法違反及び役員の背任である。

3、この結果、農連は事件当時の役員は辞任し、新役員を選出した。

4、琉球警察本部は本年四月、前農連会長、元専務二名、元副会長、元理事の六名を私文書偽造、背任横領、協同組合法違反等の疑いで中央巡検に送致した。

内閣

二、医療施設への直接手入

1、本年五月一日、高等弁務官は住民が受けるべき医療サービスを受けているかと医療施設の調査を指示した。

2、この調査は米陸軍病院のスペッチ陸軍中佐の指示のもとに、琉政府主席、同内務局金融検査部、税務署、会計検査院及び米民政府公衆衛生部、同計画局により構成される米琉合同調査団が行なった。

内閣

3、五月四日、沖縄赤十字病院及び福祉病院の調査を行なったが、調査内容は全理内容のみならず、赤十字社の事業内容、募金の結果等についても行なっている。

三、通信事業布令の改正

本年一月七日、従来琉政限りで行なわれていた無線局及び無線通信士の免許の発給、更新を琉政に先立ち、承認のため弁務官に提出するよう、通信事業布令の改正を行なった。

この結果、この布令改正前に発給されたものも含め、免許の取消についても弁務官が行なえるようになった。

四、麻薬類及び特定薬品の取締布令の公布

1、本年四月三日、危険な医薬品を麻薬類と同じように規制するために必要であるとして標記布令を公布した。

2、この布令の内容は麻薬、鎮静剤、睡眠薬の輸入及び販売について医師の処方せんを要することとし、また営業の許可権も米民政官が有することになっている。

3、この布令公布までの経過は次の通りである。

(1) 最近、米軍人の間で睡眠薬の乱用が行なわれていたので、米側から琉政に対し睡眠薬等の販売規制についての立法案を示した。

(2) 琉政は同案を検討した結果、副作用等余り警告のない風邪薬等も医師の処方せんを要することになっていたり、無医地区、無薬局地区が多い現状からみて技術的にも住民の及ぼしからみても非現実的であるとして反対し、改訂方を申し入れた

(3) 然し、琉政が「麻薬品取り締法」の立法準備

中にもかゝわらず、標記布令を公布した。

(4) 本布令において規制される医薬品は約一、二〇〇種にも及び、また、その中に内地より輸出している医薬品が五〇〇種余あったので、現地住民はもとより現地業界、内地業界などに深刻な問題を投げかけた。

五 さんま布令（物品税改正布令）の公布

1、物品税法の課税品目を列挙した「別表を定める」布令は一九五八年（昭和三十三年）にだされたが、この中に「さんま」等は入っていなかった。

2、然しその後（同年十二月）だされた民政府書簡で「さんま」類は二〇％の課税品目であると指示してきた。

3、琉政はこの書簡に基き、二〇％の課税を行なっていたが、立法院ではこの問題を取りあげ、検討の結果、物品税別表に

ない品目は非課税であると結論をだした。

4. 琉政はそこでまた非課税品目としてさんま類を取り扱った。

5. 然し一九六三年（昭和三十八年）一月民政府の総務部長から本件について課税対象となる旨の書簡がきたので、同年八月よりまた二〇%の課税を行なった。

6. 那覇市在住の玉城ウシはこれに対し、「さんま等に二〇%の課税をするのは不法である」と訴え、同年十二月の琉球裁判所の判決及び本年五月十一日の上訴裁の判決共に勝訴となった。

7. この上訴裁の判決により行政府の敗訴は確定したが、米民政府は突然、翌五月十二日さんま類に対し課税する布令を公布し、同時に過去におけるさんま類の課税も有効である旨を同布令で規定した。

8. この布令ではまた、この布令の施行期日以前に租税の無効又は払い戻しの最終判決を受けた納税者の権利又は免除に対し影響を与えるものと解してはならないと規定し同時に同種の訴訟を禁止している。

9. 琉政では内部で検討の結果、玉城ウシの訴訟については

上訴裁の判決に服し、米民政府裁判所に上訴しないことに決定したので、その結果、過誤納金を還付することになるが、さんま課税は間接税であるので、直接税を負担したのは消費者である。

10、行政府が一九五八年から一九六二年までに賦課徴収したさんま関係の物品税は総額で約三十万ドルにのぼっている。

内閣

六、宮古水道管理局の設立布令の公布

八、五月十四日、立法院での翌年度予算の審議中にその予算内容を結果的に変更せしめる標記布令を突然公布した。

2、この布令の内容は次の通りである。

(1) 特別会計を設置する

(2) 管理局は法人として規則制定権を有する。規則施行前に弁務官の承認を要する。

3、本布令公布の背景は次の通りである。

内閣

(1) 米民政府は現年度（一九六四会計年度）一般会計予算の編成過程において、千宮対策の一環として宮古地区に六〇万ドルの割当てを指示し、公社構想を示した。

(2) 民政府は更に本年四月中旬立法案を示したが、琉政は代案を提示した。

(3) 五月四日、弁務官は宮古に行き、同島市町村長を集め公社構想についての見解をおめたが、市町村長は内容不同のまゝ賛意を表した

(4) 民政府は地元が賛成したとして同布令を公布した。

内閣

ファイル
南方担当
コピーイ部者藤尾へ、スミ

アメリカ局長
参事官

（昭和39.6.26
北米課）

参議院外務委員会における
大臣の国際情勢説明。

6月25日の参議院外務委員会における大臣の国際情勢説明のうち、当課関係の部分つぎのとおり。御参考まで。

記

1. 日米航空交渉

（説明を終り、大臣が着席されようとしたところ、国田議員(?)より「日米航空交渉についても説明してください」との要望があったもの）

（大臣）米国が、他の国に対しては、大陸を横断して、さらに beyond New York を運行することを許していること、日航の採算上、New York 止りでは運航し得ないこと等にかんがみ、あくまで、New York and beyond をがんばるつもりである。しかし、日本から与え

得る代償の少ないことにもかんがみ、その成行きについては、必ずしも楽観していない。

2. 沖縄問題（質疑応答）

（佐多議員）最近の沖縄政情不安は、住民の祖国復帰と自治権拡大に対する熱望に基くものである。日本政府も、施政権返還等のため、強力に米側に申し入れるべきではないか。

（大臣）最近の沖縄の状況がどうもはっきりしないので、現在鋭意その実情の解明に努力している。かかる問題は、高度の政治折衝で取り扱うべきものであるが、そのためには、とくに慎重に実情を究明する必要があるわけである。しかし、取りあえず日本政府の関心を表明するため、野田長官をして、過日米大使館に申し入れを行なってもらったわけである。

（佐多）いつ頃までに実情の究明を終り得るか。また、本件は協議委員会でなく、正式に外交ルートを通じて取り扱うものと考えてよいか。

（大臣）外交ルートでやるべきものと考えている。（時期には言及せず）。

39.6.25 衆 外務 大臣の人事問題

答一、自治権後退との論議を呼んだ最近公布の布令

1、通信事業布令　二月六日

2、特殊医薬品規正に関する布令　四月三日

3、宮古水道管理局設置布令　五月一日

4、「さんま」に物品税を課する布令　五月十一日

この外沖縄住民にショックを与えた米、琉合同検査

(イ) 金融機関の検査

(ロ) 農業協同組合、農林中金の検査

(ハ) 病院、診療所の検査

答二、本年春頃から、琉球立法院野党は、最近の相次ぐ布令の公布は自治権の後退を示すもので、これは主席の責任として、主席の退陣要求が強くなった。

三、宮古水道管理局設置布令に関連し、同局予算、六十万ドルを一般予算に計上するよう高等弁務官から指示があったことは、立法院の予算審議権を制限するものとして問題となり、六月初旬未立法院の予算審議が中止されるに至った。

四、右のごき事態に立至ったことに関連し、与党、自民党内にも

答　主席退陣を要求する声が大となった。

五、六月四日、高等弁務官は「行政主席はリコールの対象にはならない」旨表明した。

六、六月十日、琉球立法院において「自治権拡大に関する要請決議」が採択された。

要旨「立法、予算、人事等琉球政府の自主的運営が阻害されている。弁務官の直接統治が打出されているが、これは民主主義の原則に反する」

答七、六月十三日、自民党総務会開催。

席上主席は、進退を党の決定に一任する旨表明したが、退任の時期を明示しなかったことから、主席支持派と批判派が激突し、批判派十三名（内十名は、議長を含む立法院議員、その他那覇市長等）は退場、党脱退を声明した。

八、六月十六日、大田主席は、高等弁務官に辞表を提出した。（辞表は目下民政府渉外局長が保管している模様）

九、六月十六日、琉球政府各局長は辞表を提出（内務局長保管）

第一〇、六月十八日、かねて特意を表明していた瀬長副主席の特取が承認せられ、小波蔵正光（スハグラ）計画局長が副主席に任命された。

II、「備考」

脱退組は「主席分裂」を打出している模様であるが、元し左派と合流し、立法院においてかゝる決議が行われることとなれば、主席任命権と高等弁務官に属している大統領、行政命令と背馳することとなるので事態の収拾は益々困難となる惧がある。

極秘

部ノ内 受

要写 部

発電保 520 総第 20536 号

昭和 年 月 日 時 分発

電信課長

電信案 (分 6-20 18-20)

略 略平 第1081号 (LTF)

大臣 ✓

~~政務次官~~

事務次官 ✓

~~外務審議官~~

官房長 JUN 23 1964 35

主管 アメリカ局長 ~~北米~~ 条約局長

主任 北米課長

起案 昭和39年6月20日

起案者 桜井 電話番号 443

終務条約

20 70

在 米 武 次 臨時代理 (大)公(横)総領事 宛 大 平 大臣発

電報 在 大公使 総領事 宛

件名 沖縄の政情に関するわが国の関心表明の件(通報)

1. 沖縄における最近の ~~混乱~~ 政情(混乱)~~等~~

(~~貴~~ 概要別電第1085~~5~~号のとおり)

については国会等でも問題となっており

政府としても国内(外務省)~~政府~~(対策)上なんらかの手を

写済

GB-1

回覧番号 3326

米側に対し日本政府の沖縄政情の混乱に対する深い関心を表明し善処方を要望することに~~とした~~(に打合せた。村)

打たざるを得ない事態になったものと判断されたので19日野田総務長官は池田総理及び本大臣とも協議の上取り敢えず ~~かかる事態に対するわが方の関心を米政府に表明するため~~ エマソン

2. 右に基き同長官は19日~~午後~~臨時代理大使を往訪 ~~かかる事態に対するわが方の関心を表明することとし~~ ~~が用~~ 会談 したが その際 野田長官は別電第1082号(英訳文別電第1083号)の要望書を手交した(同会談要旨別電第1084号のとおり)

この要望書自体 ~~は~~ は特連局において取急ぎ一応のメモとして作成し ~~たもの~~ ~~であり 外務省~~ 本大臣にも事前の打合せなきまま先方に手交したものであり云わば

GB-3

外務省

3. 前記会談後 米大使館より 野田長官の会談申入れは総理・本大臣と打合せの上かまた要望書は外務省も承知のものなりやとの照会があったので、前記1及び2により回答しおいた。

野田長官が直接の沖縄担当責任者として深い関心の表明とともに要望を率直に申述べたものである。

4. 沖縄の ~~施政権返還及び自治~~ 自治権拡大及び施政権返還については今後長期的な問題として ~~も~~ 外交ルートを通じ米側と協議すべきものと考えるが ~~交渉を続ける方針には変りはないが~~

今回の沖縄の事態については当方としてその真相が必ずしも明らかでない次第もあり また特に野田長官の申入れ以外に ~~本件を取り上げ~~ 改めて外交チャネルを通じ申入れを行なうことの功罪は慎重に検討を要するものと考えている ~~ことは目下のところ考慮していないので~~ ~~念のため~~

[redacted]

GB-8 外務省

秘

要写 4 部

発電日 6/20 総第 20553 号
昭和 年 月 日 時 分発

電信課長

電信案

(分類 39 6-20 19-36)

暗 略 平 第 1082 号 (NTF)

大臣 / ~~政務次官~~ / 事務次官 / ~~外務審議官~~ / 官房長 JUN 23 1964	主管 アメリカ局長 / 参事官 / 主任 北米課長	起案 昭和39年6月20日 / 起案者 移村 / 電話番号 [illegible]

総務部

在 米 武 内 臨時代理 (大)公(使) 総領事 宛 大平 大臣発

転報 在 大公使 総領事 宛

件名 沖縄の ~~施政権返還及び自治拡大に関する~~ 改憲に関する要望書(日本文)

~~(別電1)~~

~~往電第~~ ~~号別電~~

写済

GB-1 外務省 回覧番号 3327

2072

(和文)

極秘

~~沖縄の政情収拾に関する要望について~~

大田琉球主席辞任をめぐる最近の沖縄政情の混乱について日本政府は重大な関心をもつものである。

すなわち、1962年3月19日に発表された故ケネディー大統領声明の精神から、日本政府としては、深甚なる信頼感と期待感をもつて、米民政府の施政を見守つてきたところであるが、最近における相次ぐ布令の公布は、上記の大統領声明の精神に相反するものと思料せられ、いわゆる「直接統治」の様相を濃くしつつあり、このまま推移するならば事態は悪化の一途をたどり、きわめて憂慮するものが予想される。

賢明なる貴政府におかれても、以上の事態を卒直冷静に検討され、しかるべく善処せられて、沖縄住民の福祉と安寧の増進をはかることを切に要望してやまない。

秘

要写 部

発電係 総第 20535 号
昭和 年 月 日 時 分発

電信課長

電信案 (分類 39. 6-20 17-55)

暗 略 平 第 1073 号 (LXP)

大臣
~~政務次官~~
事務次官
~~外務審議官~~
官房長
JUN 23 1964

主管 アメリカ局長
参事官
主任 北米課長

起案 昭和39年6月20日
起案者
電話番号

在 米 武内 ~~臨時代理~~ 大公使 ~~総領事~~ 宛 大平 大臣発

電報 在 大公使 総領事 宛

件名 沖縄の政情に関する要望書(英文)

~~往電第 号 到電~~

写済

GB-1 外務省 回覧番号 3328

20 73

(英文)

極秘

REQUEST FOR POLITICAL STABILIZATION IN OKINAWA

The Japanese Government is solicitous about current disorder of political situation in Okinawa in connection of the resignation of Mr. Seisaku Ohta, Chief Executive of the Ryukyu Government.

In accordance with the spirit of the late President Kennedy's statement issued on March 19, 1962, the Japanese Government has watched the American administration in the Ryukyus with a great confidence and expectation. However, the successive proclamation of High Commissioner's Ordinance in the recent days is considered to disagree with the spirit of the late President Kennedy's statement mentioned above and "direct control" by him over the Ryukyus seems to be tightening. If the present circumstances will continue, it will cause a serious condition.

The Japanese Government sincerely wishes that American Government will take recognition of the situation properly and calmly and will take necessary action to promote the development of the welfare and well-being of the Ryukyuan inhabitants.

秘

要写 部

発電係 第 20558 号
昭和 年 月 日 時 分発

電信課長

電信案 (分類 39 6-20 20-03)

暗 平 第 1084 号 (LTF)

大臣 / ~~政務次官~~ / 事務次官 / ~~外務審議官~~ / 官房長 / 経済局長 / JUN 23 1964

主管 アメリカ局長 / 条約局長 / 主任 北米課長

起案 昭和39年6月20日 / 起案者 上村 電話番号 725

在米武次 臨時代理 公使 総領事 宛 大臣発 大平

20 74

電報 在 大公使 総領事 宛

件名 沖縄の政情に関する関心表明の件 (面報)

~~往電第 号に関し~~

~~往電第 号に関し~~

~~同信の三木特使同行員の内話するところによれば、~~

19日の野田総務長官とエマーソン代理大使との会談要旨は~~次のとおりであったと想さる~~ (以下のとおり。)

野田長官は~~別電第 号の~~ (別電の) 要望

GB-1 外務省 回覧番号 3324

覚書を~~大使に~~交し、これは米国政府に対する~~日本政府の~~要望であり、決して米国の沖縄施政に対する~~客観~~批判又は抗議でなく、また高等弁務官に対する非難でもない旨を述べた上、沖縄政界の現在の紛争の真相は不明であるが、実際問題としては、立法院の審議はストップしおり、政府は主席をはじめ局長以上が辞意を表明している現状で、立法府も行政府も機能が麻痺している実情である。

また沖縄の自民党が分裂し、政府と与党との連絡が~~絶~~断絶している現状は、日本政府として、まことに不幸なことと憂慮している次第である。

~~決して米国政府に対し抗議する訳~~

沖縄における自治権の後退の点については、瀬長副主席が公開の席で述べており、新聞もその様に報道し、一般も左様に~~受取~~感じていると思われる。

決して米国政府に対し抗議する訳ではないが、われわれの~~希~~望を理解をもつてお聞き頂き、善処して頂きたいとの希望を表明する次第である、旨を述べた。

2、これに対し、エマーソンは"善処とはどんなことか"と質問し~~たので、野田~~長官より~~は~~ケネディー声明の趣旨に副うよう配慮してほしいとの意味である"と答えた。

3.

ついでエマーソンは、長官が来訪されて率直な意見の交換が行われたこと、及び日本が沖縄政界の混乱に直接干与しないことに謝意を述べ、高等弁務官は沖縄のために極力努力しているもので、沖縄の民生向上という目的に関しては、日米双方とも一致している。日米両国とも沖縄の早急な安定を希望している次第であると述べ、長官は、日本は沖縄問題のみでなく凡ゆる面で米国に対し全巾の信頼を寄せている。いるだけに、かゝる不幸な事態になったことを遺憾に思うと述べたところ、エマーソンも、その御気持ちはわかる、と述べた。

また長官より此の際早急に技術委員会を開くことが適当であると思われる旨述べたところ、先方も同感である旨答えた由。

要写　部

発電係　総第 20559 号
昭和　年　月 39 日 6 - 20 20 分発

電信課長

電信案

（分類　　）

暗　平　第 1085 号（LTF）

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 主任 北米課長	起案 昭和39年6月20日 起案者 電話番号

臨時代理
在 米 武 内 ㊫公㊨ 宛 大 平 大臣発
総領事

転電 在 大公使 総領事 宛

件名 最近の沖縄政情の概要

（通報）

最近における沖縄の政情概要次の通り。

1. 沖縄立法院における最近現

立法院による法律は優先する高等弁務官布令（通信事業

の番号が特々しからずとして高等弁務官が法律に

GB-1　外務省　回覧番号 3325

宮古水道管理局設置、醫薬品統制等）を

（左後、沖縄側では、次の様に）

相次いで公布さわ（キャラウェイ高等弁務官による）

（ざわつき感が生じ）

直接統治の施政がきびしさを増し、沖縄の

自治が（むしろ）後退していることは、大田（行政）主席の責任で

あるとして同主席を批判する声があったが、

（中に右設置関係予算[illegible]万ドルを指定した為、之は立法院の

高等弁務官が宮古水道管理局設置布令を

制定したものとして

~~撤廃~~ 予算審議权を立法院から取り上げ

立法院議員は主席の印鑑証明を要求し、

~~これ~~ 与野党を強く刺戟し、立法院は目下

会期中にも拘らずここ3週間、法案審議は

中止され、来年度予算の審議も放置されている。

2. この立法院の動きに対し、6月4日キャラウェイ

高等弁務官は「行政主席はリコールの対象と

ならない」と発表したが、与党の自由民主党は、

6月13日党総務会を開き、主席辞任問題

について協議した。同主席は席上、自己の

GB-3　外務省

進退は党の決定に従うと表明したが、
辞任の時期を明示せず、退任の時期について
大田支持派と批判派との意見が対立し、
批判派 13名（立法院議長を含む議員
11名及び那覇市長等の最有力者を含む）
は退情し、脱党して、民政クラブを結成した。その結果
大田支持派議員は7名となり、野党の社会大衆党の8名を下回るに至った。
3. 大田主席は、自由民主党の分裂の責任を
とることに、6月16日高等弁務官に辞表を
提出し、同日、琉球政府各局長も
辞表を大田内務局長に提出した。
なお、高等弁務官は6月18日、かねて辞意を表明していた瀬長
副主席の辞任を承認、その後任に
小渡蔵計局長を任命したが、これは
コハクラ
今回の事件と直接関係ないものとされている。
4. 前記1のいわゆる「布令の乱発」は

手続的には立法院の審議を経ずに
行われたもので 自治権の后退として
非難されているが、布令の発出に至る
までには夫々相当の事情があった
ものの如くまたその内容も割りに公正で
あるとみられても居り、更に政府の長に之を利用したきらいもある。
~~あって、撰に自治権の后退と~~
~~断じ得ない模様である。~~
~~は避けなければならないと考えられる~~
人に偏から れている事柄が充分を考えずに拙速に判断する

要写　部

発電係　総第　号
昭和　年　月　日　時　分発

電信課長

電信案

（分類　）

暗　略　平　　第　号（INWE）

大臣	主管 アメリカ局長	起案 昭和39年6月20日
政務次官		
事務次官	参事官	
外務審議官		
官房長	主任 北米課長	起案者 松村　電話番号 4443

在　武内　臨時代理 大公使 総領事 宛　大平　大臣発

電報　在　大公使 総領事 宛

件名 沖縄の自治権拡大に関し申し入れ方訓令

19日野田総務長官は、総理および本大臣と協議の上、エマーソン代理大使に対し、別電甲　別紙の要望書を手交し、別電乙　別紙のとおりの会談を行なっ

GB-1　外務省　回覧番号

たところ、責任よりも、ラスク長官又は国務省の成るべくハイ・レベルの責任者に対し、~~要望書の趣旨~~ ~~要望書として上記の要望書を手交の上、~~ ~~次のとおり~~申し入れありたい。

1. 日本政府としては、米国の沖縄における施政に干渉する意図はないが、~~その施政~~ ~~が、結果において~~琉球政府の~~行政府~~、立法院とも機能を停止する~~という始末~~結果に至った模様に~~を招いたことに~~関しては、重大な関心を抱かざるを得ない。かかる事態を招いた背景には、種々複雑な事情があるようであるが、1962年3月のケネディー声明により住民が自治権拡大問題に~~対し大きな~~期待~~を抱かされながら~~したが、その後の発展~~が必ずしもその期待に答えなかったこと~~に対する住民の不満が、其

GB-3　外務省

今回の混乱の根底にあるように思われる。

2. 米民政府側から見れば、~~相次ぐ布令の公布は、琉球政府の非能率のためである~~等理由のあることかも知れないが、~~自治とは、本来「国民一人一人の権利」をも含むものであり、沖縄の軍事基地としての機能と安全に関係のない分野においては、成可く広範囲の自治を与えられることが望ましいと考える。~~

2 3. 現在の事態を放置するときは、問題は、単に沖縄内部にとどまらず、日米関係にも悪影響を及ぼすことが惧れられるので、事態改善のために~~今すぐに~~米国政府が善処されることを切望する。~~具体的な方法については、米国政府の判断に待たざるを得ない~~

~~が、例えば、米国政府のハイレベルで、ケネディー声明も何らかの方法で再確認されることも事態収拾のきっかけとなるのではないかも考える。~~

3 ※. 以上、日本としては、沖縄の施政に容喙する意図はないが、~~世界中のあらゆる地域における事態について率直な意見の交換を行なうという、日米の密接な関係にかんがみ、~~わが国にとって最も~~世界のどこよりも~~関心のある沖縄の事態について、日本の密接に~~日米両国の利益のため~~率直に善意を~~友誼的な忠言を行なうものなることを了解されたい。

5. ~~なお、池田総理は、ケネディー声明は、~~なお、池田総理と故大統領との間の話し合いの結果であるとの考えもあり、~~(ことにあり、池田総理は)~~今回の事態に関し

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	1	2	3
付	1		
局	1		1

タイプあること

発送日	昭和39年6月24日	
発信	タイプ ヤマ	校査

極秘

文書課

公信案

（分類　　）

公信番号	米北 第 683 号	公信日付	昭和39年6月23日
大臣 / 政務次官 / 事務次官 / 外務審議官 / 官房長	主管 アメリカ局長 / 参事官 / 北米課長 主任	起案 昭和39年6月22日	起案者 上林 電話番号 725

受信者：在米　武内大使

発信者：大平大臣

写送付先：

（希望発送日）　月　日

件名：沖縄の政情に関する~~関係表明の件~~
（野田長官、エマーソン代理大使会談要旨送付）

~~本件に関しては~~ 20日付電報をもつて通報おきつゝある~~事件に関する中間の報告~~ 野田総務長官とエマーソン臨時代理大使の会談

GA-2　外務省

23 243

回覧番号 3345

~~ことは、特に緊張の~~ 普通以上の関心を示し~~を有して~~おられ、野田長官より手交の覚書にも自ら筆を加えられた次第である。総理の関心をジョンソン大統領にも御伝達いただければ幸いである。

GB-3　外務省

要旨御参考迄に別添の通り送付する。

別添 (1) 会談要旨 (2) 略

~~(2) マイクロ回線設置の早期関係について~~
~~(将来大使館へ~~

(2) マイクロ回線設置の早期関係について

(3) 沖縄の政治情勢等に関する要望について

付属物添付

宮崎我孫子

別紙

極秘
まで

沖縄問題に関し、野田総務長官、エマーソン代理大使会談要旨

(昭39.6.20 アメリカ局北米課)

野田総務長官は6月19日沖縄問題に関連し、エマーソン代理大使を往訪したが、其の際の会談要旨(同長官に同行した三枝特連局長のアメリカ局長に対する内話)次の通り。

1. (1) 野田長官は、別紙要望書を大使に示し、(詳、往電第1082号)

これは米国政府に対する日本政府の

要望であり，決して米国の沖縄施政に対する
~~客観~~批判又は抗議でもなく，また高等弁務官に対する非難
でもないことを述べながら，沖縄における現
在の紛争の真相は目下のところ不明であるが，
実際問題としては立法院の審議はストップ
しおり，行政府は主席をはじめ局長以上かつ
辞意を表明している現状で，立法府も
行政府も機能が麻痺している実情で
ある。

(ロ) また沖縄の自民党が分裂し，政府と共
党との連絡が断絶している現状は，

日本政府として，まことに不幸なことと憂慮して
いる次第である。これは決して米国政府に
対し，抗議する訳ではなく，われわれの要望
を，理解をもつて聴取(注)し，善処して頂き
たいとの希望の表明である。本問題の
収束(検)ぶりは沖縄住民も重大な関心を
もつて見守つているところと思われる。

(ハ) 自治権の後退の点については瀬長
副主席が公けの席で述べており，沖縄
の新聞もその様に報道しており，一般
も左様に~~思つ~~感じている，と思われる。

決して抗議するとか、干渉するという積りは
ないが、かゝる事態が続くことは好ましく
ないので是非善処方を御考慮したい
と述べた。

2、これに対し、エマーソンは「善処とはどんな
ことか」と質問したので、野田長官は
「ケネディー声明の趣旨に副うよう配慮されたい（してほしい
との意味である）」と答えた。

3、ついで、エマーソンは、長官の来訪により、友好裏
に意見の交換を行ったこと、また日本がこの
混乱に直接干渉していないことに謝意を表し、

「真相が不明だ」と率直に認められたことに
も感謝すると述べ、高等弁務官は
力をもっているが、その力で沖縄のために
生
一所懸命努力している。沖縄の民生向上という目的に関して
この点日米
双方とも ~~目的は正し~~ 一致している。

日米とも沖縄が早急に安定した
状況に戻ることを希望している次第
であると述べた。長官は日本は沖縄のみ
ならず凡ゆる点で米国に対し
中国
全中の信頼を寄せている、それ丈けに、
かゝる不幸な事態になったことを

遺憾に思うと述べたところ，エマーソンも

其のお気持はよくわかると答えた。その

間両者とも繰り返し，日米両国の目

的は一致している~~ことも~~との実は同感である旨確認した。

いつでも通信を開始し得る態勢にある旨

~~経緯は~~昨年12月沖縄側に委譲されたが，電波に関する覚書によれば

4. ~~マイクロウェーブの~~料金の分収~~問題に関し~~は日・琉

両電々公社間で協議決定することとなつており，昨秋来両公社間で協議を重ねているが

各続に至らず，現状は両公社間つみつ説会いでは到底解決し難い状況に陥ることなる

野田長官は~~別添わが方~~解決方針案を手交し

解決斡旋のためとして

尚詳細な説明の必要がある場合には，おつて係官を

レベル 充分御説明するが，本件も国内問題

日本で大分

となつているから，米国側で好意的な御検

討願いたく，尚現地米側当局において

~~別紙第一案又は第二案の~~わが方提案の~~御検討願はれば~~同意

を得れば，日本国内の取扱いは自分が責

~~任をもつて~~致すべしと述べた。

日本本土、沖縄間のマイクロウェーブ通信のための沖縄側施設は

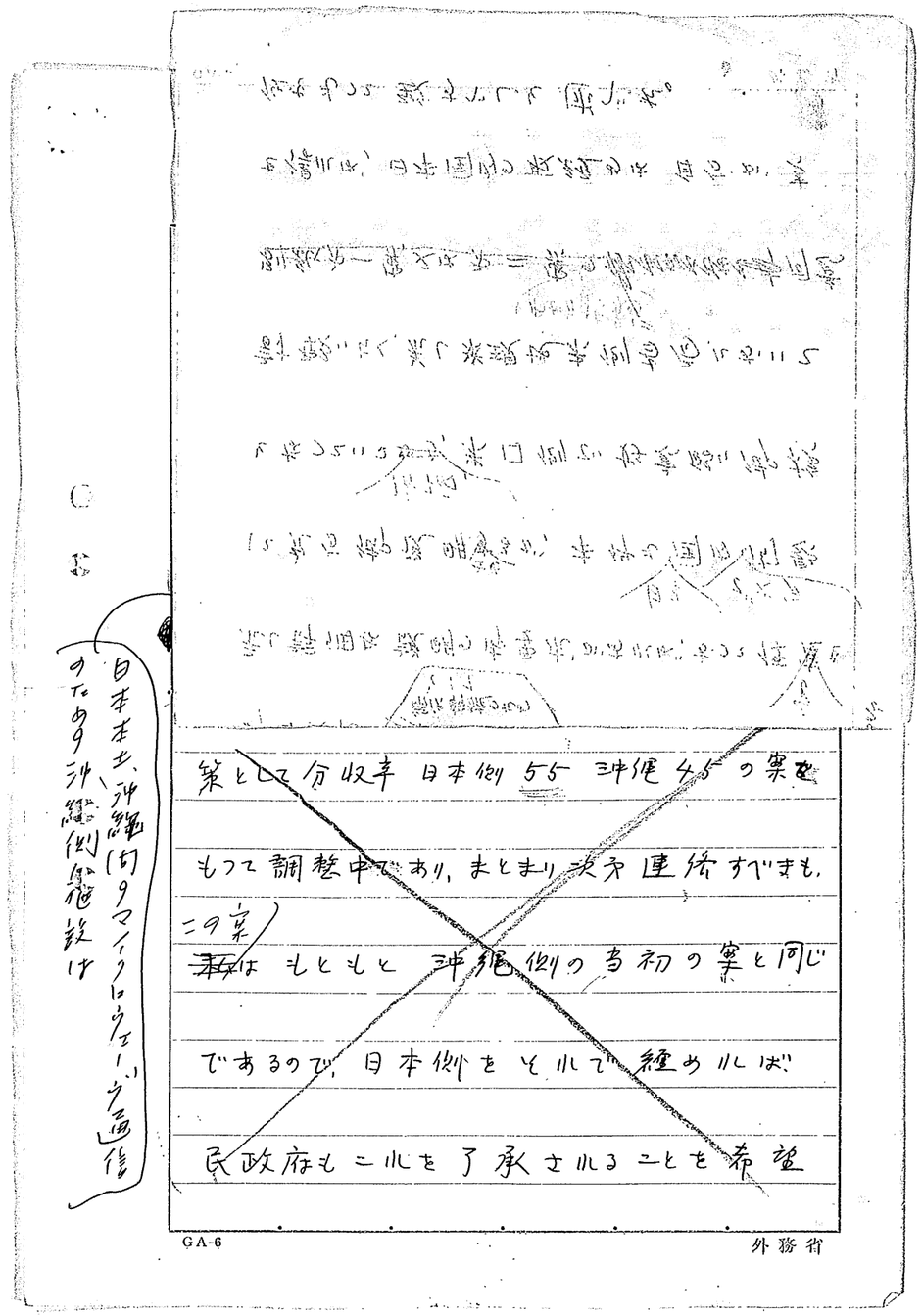

策として分収率 日本側 55 沖縄 45 の案を
もつて調整中であり、まとまり次第連絡すべきも、
この案
~~本件~~は もともと 沖縄側の当初の案と同じ
であるので、日本側をそれで纏めれば
民政府もこれを了承されることを希望

日本本土、沖縄間のマイクロウェーブ通信のための沖縄側施設は

~~すると述べた。~~

5. 又技術委員会を至急に開催したいとの希望を繰り返し述べた上、技術委員会を開くこと自体今回の事態収拾に役立つであろうと述べたところ、エマーソンも全く同感であると答えた。

外務省

(和文)

極秘

沖縄の政情収拾に関する要望について

大田琉球主席辞任をめぐる最近の沖縄政情の混乱について日本政府は重大な関心をもつものである。

すなわち、1962年3月19日に発表された故ケネディー大統領声明の精神から、日本政府としては、深甚なる信頼感と期待感をもつて、米民政府の施政を見守つてきたところであるが、最近における相次ぐ布令の公布は、上記の大統領声明の精神に相反するものと思料せられ、いわゆる「直接統治」の様相を濃くしつつあり、このまま推移するならば事態は悪化の一途をたどり、きわめて憂慮するものが予想される。

賢明なる貴政府におかれても、以上の事態を率直冷静に認識され、しかるべく善処せられて、沖縄住民の福祉と安寧の増進をはかることを切に要望してやまない。

89
84
三

極秘

マイクロ回線設備の早期開通について

1 琉球列島に対する電気通信設備の譲与に関する覚書第八項の規定に基づき、日本電々公社と琉球電々公社との間においておこなわれている、マイクロ回線を通じて行なわれる通信業務の料金及びその分収についての協議は数次にわたる交渉にもかかわらず分収問題について意見の一致をみず去る4月中断のやむなきに至り、以後約2箇月交渉が行なわれないまゝ今日に至っている。

2 日本政府総理府は、本問題を早急に解決して業務を開始させる必要があると考えている。

即ち

(1) マイクロ回線設備は既に昨年12月日本政府及び日本電々公社から琉球電々公社に譲与されており、上記覚書においても琉球電々公社は譲与を受けた後、速かに業務を開始する(のと規定されている(第4項))が、料金分収問題が未解決のため、6ヶ月余も遊休状態にある。

(2) 多額の費用を投じて建設された設備であるので、これを遊休のまゝにしておくことは、日米関係の現状からみても適当でなく、早急に業務を開始させて、琉球住民の安寧

総理府

と経済の発展に役立たせる必要がある。

3 本問題の解決は本来両電々公社間の協議により解決されるべきものであるが上述の如く、両電々公社間の協議によっては解決が絶対に困難であり、他方これが早急に解決されることが日本政府としても必要であると考えられるので、日本政府においては、日本電々公社に対し、この解決を容易にし、促進するための措置につき、別紙案により考慮するよう要請しているので、米側においてもこの措置につき速刻検討のうえ、民政府を通じ琉球電々公社に対し同様の配慮をするよう要請されることを期待する。

案の一

分収率（電報料を除く。）は.55（日本）対.45（琉球）とする。

説明

(一) 本案は、昨年10月から11月にわたって行なわれた日琉両電々公社間で行われた交渉の際琉球電々公社より提案されたが、日本電々公社が同意しなかったものである。

(二) マイクロ回線による日琉両電々公社の総収入（電報料を含む。）は、日本電々公社の推算によれば、1965年度（1964年7月～1965年6月）において6億円（167万ドル）であり、本案の分収率による琉球電々公社の収入（電報料を含む。）は3億2千6百万円（90万ドル）となる。

(三) 鹿児島―名瀬（奄美大島）間のマイクロ回線設置により、短波による場合に比して2年後には取扱量においては3倍強、収入金額においては2.5倍の増加となっている。

案の二

一、料金分収（電報料を除く。）は、業務開始後1年間は、暫定的に50対50とする。

二、第二年度以降の分収は、実績を勘案して日琉両電々公社間で協議して定める。

三、両電々公社間の協議が整わないときは、協議が整うまで発信側においてそれぞれ収納金を保管するものとする。

（註釈）

（一）料金分収を55対45とする案の一によっても、琉球電々公社は初年度においても、90万ドルの収入が見込まれるが、琉球電々公社側でもこの収入見込が不確実であると考える余うばい、失ず開通させて実績をかるため、業務開始後1年間は暫定的に50対50とする。

（二）分収を50対50とした場合、日本電々公社の初年度における収支差額は1億5千6百万円（43万ドル）の赤字となると推定される。

総理府

外務省 寫 極秘

米北第683号

昭和39年6月23日

在米大使殿

外務大臣

沖縄の政情に関する野田長官、
エマーソン代理大使会談要旨送付

20日付電報をもつて通報おきの本件に関する野田総務長官とエマーソン臨時代理大使の会談要旨御参考までに別添の通り送付する。

別添 (1) 会談要旨 1通

(2) マイクロ回線設備の早期開通について

(3) 沖縄の政情収拾に関する要望について

付属物添付

極秘

外務省

別添1

沖縄問題に関し、野田総務長官、
エマーソン代理大使会談要旨

昭39.6.20
アメリカ局北米課

野田総務長官は6月19日沖縄問題に関連し、エマーソン代理大使を往訪したが、その際の会談要旨次の通り。(同長官に同行した三技幹連局長のアメリカ局長に対する内話による)

1.(イ) 野田長官は、別紙要望書(注、往電第1082号)を大使に示し、これは米国政府に対する日本政府の要望であり、決して米国の沖縄施政に対する批判又は抗議でもなく、また高等弁務官に対する非難でもないことを述べながら、沖縄における現在の紛争の真相は目下のところ不明であるが、実際問題としては立法院の審議はストップしおり、行政府は主席をはじめ局長以上が辞意を表明している現状で、立法府も行政府も機能が麻痺している実情である。

(ロ)　また沖縄の自民党が分裂し、政府と与党との連絡が断絶している現状は、日本政府として、まことに不幸なととと憂慮している次第である。これは決して米国政府に対し、抗議する訳ではなく、われわれの要望を、理解をもつてお聴き取り願い、善処して頂きたいとの希望の表明である。本問題の収拾ぶりは沖縄住民も重大な関心をもつて見守つているところと思われる。

(ハ)　自治権の後退の点については瀬長副主席が公けの席で述べており、沖縄の新聞もその様に報道しており、一般も左様に感じている、と思われる。

決して抗議するとか、干渉するとゆう積りはないが、かかる事態が続くことは好ましくないので是非善処方をお願いしたいと述べた。

2.　これに対し、エマーソンは「善処とはどんなことかと質問したので、野田長官は「ケネディー声明の趣旨に副りより配慮してほしいとの意味である」と答えた。

外　務　省

3.　ついで、エマーソンは、長官の来訪により、友好裡に意見の交換を行なつたこと、また日本がこの混乱に直接干与していないことに謝意を表し、「真相が不明だ」と率直に認められたことにも感謝すると述べ、高等弁務官は力をもつているが、その力で沖縄のために一生懸命努力している。沖縄の民生向上という目的に関しては日米双方とも一致している。日米とも沖縄が早急に安定した状況に戻ることを希望している次第であると述べた。長官は日本は沖縄のみならず凡ゆる面で米国に対し全幅の信頼を寄せている。それだけに、かかる不幸な事態になつたことを遺憾に思うと述べたところ、エマーソンもそのお気持はよくわかると答えた。その間両者とも繰り返し、日米両国の目的は一致しているとの点は同感である旨確認した。

4. 日本本土、沖縄間のマイクロウェーヴ通信のための沖縄側施設は昨年12月沖縄側に委譲されいつでも通信を開始し得る態勢にあるが、委譲に関する覚書によれば料金の分収は日・琉両電々公社間で協議決定することとなつており、昨秋来両公社間で協議を重ねているが妥結に至らず、現状は両公社間のみの話合いでは到底解決困難の状況に陥つているので野田長官は解決あつせんのためとして解決私案を手交し、若し詳細な説明のご要求があれば、おつて係官をして充分ご説明させるが、本件も日本国内で大分問題となつている折柄、米国側で好意的にご検討願いたく、若し現地米側当局においてわが方提案に同意を得れば、日本国内の取纏めは自分が責任をもつて致すべしと述べた。

5. 又技術委員会を至急に開催したいとの希望を繰り返し述べた上、技術委員会を開くこと自体今回の事態収拾に役立つであろうと述べたところ、エマーソンも全く同感であると答えた。

極秘

別紙2

沖縄の政情収拾に関する要望について

大田琉球主席辞任をめぐる最近の沖縄政情の混乱について日本政府は重大な関心をもつものである。

すなわち、1962年3月19日に発表された故ケネディー大統領声明の精神から、日本政府としては、深甚なる信頼感と期待感をもつて米民政府の施政を見守つてきたところであるが最近における相次ぐ布令の公布は、上記の大統領声明の精神に相反するものと思料せられ、いわゆる「直接統治」の様相を濃くしつつあり、このまま推移するならば事態は悪化の一途をたどり、きわめて憂慮するものが予想される。

賢明なる貴政府におかれても、以上の事態を卒直冷静に熟慮され、しかるべく善処せられて沖縄住民の福祉と安寧の増進をはかることを切に要望してやまない。

別紙 3

極秘

外務省

マイクロ回線設備の早期開通について

1. 琉球列島に対する電気通信設備の譲与に関する覚書第八項の規定に基づき日本電々公社と琉球電々公社との間においておこなわれているマイクロ回線を通じて実施される通信業務の料金及びその分収についての協議は数次にわたる交渉にもかかわらず分収問題について意見の一致をみず去る4月中断の止むなきに至り、以後2カ月余も交渉が行なわれないまま今日に至つている。

2. 日本政府総理府は、本問題を早急に解決して業務を開始させる必要があると考えている。即ち

(1) マイクロ回線設備は既に昨年12月日本政府及び日本電々公社から琉球電々公社に譲与されており、上記覚書においても、琉球電々公社は譲与を受けた後速かに業務を開始するものと規定されている（第4項）

外務省

が料金分収問題が未解決のため、6カ月余も遊休状態にある。

(2) 多額の国費等を投じて建設された設備であるので、これを遊休のままにしておくことは、日米関係の現状からみても、適当でなく、早急に業務を開始させて琉球住民の安寧と経済の発展に役立たせる必要がある。

3. 本問題の解決は本来両電々公社間の協議により解決されるべきであるが上述の如く、両電々公社間の協議によつては解決が絶対に困難であり、他方これが早急に解決されることが日本政府としても必要であると考えられるので、日本政府においては、日本電々公社に対し、この解決を容易にし促進するための措置につき、別紙案により考慮するよう要請しているので、米側においてもこの措置につき速刻検討のうえ、民政府を通じ琉球電々公社に対し同様の配慮をするよう要請されることを期待する。

案の一

分収率（電報料を除く）は、55（日本）対45（琉球）とする。

注釈

(一) 本案は昨年10月から11月にわたつて行なわれた日琉両電々公社間で行なわれた交渉の際、琉球電々公社より提案されたが、日本電々公社が同意しなかつたものである。

(二) マイクロ回線による日琉両電々公社の総収入（電報料を含む）は、日本電々公社の推算によれば、1965年度（1964年7月～1965年6月）において6億円（167万ドル）であり、本案の分収率による琉球電々公社の収入（電報料を含む）は、3億2千6百万円（90万ドル）となる。

(三) 鹿児島一名瀬（奄美大島）間のマイクロ回線設置により、短波による場合に比し2年後には取扱量においては3倍強、収入金額においては、2.5倍の増加となつている。

外　務　省

案の二

一、料金分収（電報料を除く）は、業務開始後1年間は、暫定的に50対50とする。

二、第二年度以降の分収は、実績を勘案して日琉両電々公社間で協議して定める。

三、両電々公社間の協議が整わないときは、協議が整うまで発信側においてそれぞれ収納金を保管するものとする。

注釈

(一) 料金分収を55対45とする案の一によつても、琉球電々公社は、初年度においても、90万ドルの収入が見込まれるが、琉球電々公社側でもしこの収入見込が不確実であると考えるならば、まず開通させて実績をみるため、業務開始後1年間は暫定的に50対50とする。

(二) 分収を50対50とした場合、日本電々公社の初年度における収支差額は1億5千6百万円（43万ドル）の赤字となると推定される。

「現在の政情に対する沖縄自民党の主張」
（39、7）

沖縄の政局は動揺している。高等弁務官の布令公布についての行政主席の責任を野党が追求したことに端を発し与党たる自由民主党内の論議、そして刷新派グループの脱党、つづいて立法院野党各派と民政クラブ（自民党脱党の刷新派グループ）による主席指名の拒否、立法院による自治拡大についての要請決議（主席公選についての要求決議も含まれている）など近年まれにみる波乱を起している。

米国が沖縄の施政権を有して以来今日まで住民の自治拡大に対する要望はいくたびとなく起つた。そしてそのひとつとして、主席公選が叫ばれてきたが、このたびの政局の動揺は、こうしてうつ積したものが、弁務官の布令頻発を直接統治としてこれに対する抵抗が主席退陣、即時主席公選要求となつて表面化したのである。そして、この抵抗は実にさまざまな要素からなり立つていることを見逃すわけにはいかない。

わが沖縄自由民主党は、ここにおいて、いまいちど現状を分析し、沖縄の将来をしてあやまらしめぬよう方途を構ずべきであるとの使命感から、こんどの政局動揺の実体について次の如く理解するものである。

まずこのたびの政局の動揺は、沖縄が現在置かれている特殊事情から派生した諸問題が、住民の自治拡大という純粋な願望をいやが上にもゝりあがらせるまでに到達していた、という観方とゝもに、一部にはこれを自らの大義名分とし、この純粋なものの藍にあつて、漁夫の利をしめようとする意図があつたという観方もある。

では、沖縄の置かれている特殊的な事情から派生してくる問題とはなにか、ふれてみる。

一、沖縄の特殊事情即ち主権在米に根ざす問題

沖縄の主権は米国が有している。これは冷厳なる事実である。米国は一九四五年四月一日、沖縄に対する軍事占領以来、対日平和条約が効力を発した一九五二年四月末日にいたるまでの期間、国際法上占領国としての権利義務に基き、もつぱら軍事上の安全保持という目的で沖縄に対する管理権を行使してきた。従つて「米国の安全保持上許される範囲で琉球列島における住民の生活水準を戦前の程度まで引き上げ

ることと」という、はつきりした軍事優先主義であつた。そしてこの方針は、対日平和条約の発効直後たる一九五二年四月三十日付けのスキャップ指令でも「軍事的必要の許可範囲で住民の経済及び社会的福祉の増進を図ること」と、なお軍事優先の統治方針がとられていたのである。

その後一九五七年六月五日、米国政府は「琉球列島の管理に関する行政命令」を発表した。これは条約に基く米国の沖縄に対する権利義務を確認し、統治の基本方針を明示したものであつた、そしてその第二節で「民主主義の原理を基礎とし、かつ健全な財政機構によつて維持される能率的な責任ある琉球政府の発展を助長し、琉球列島住民の福祉及び安寧のため全力を尽くし、住民の経済的及び文化的向上を絶えず促進する」と規定し、ここにはじめて責任ある琉球政府、即ち自治についての示さと、民生向上経済発展のための米国側の考え方がうち出されたのである。それからつづいて、池田、ケネディ共同声明、大統領行政命令の改正など次第に住民福祉に対する米国の態度が明確にされてきた。

ことに池田、ケネディ共同声明で日米両国が協力して沖縄の経済発展を一はかると明言したことや、大統領行政命令改正の際の大統領声明（一九六二年二月二十日）において、大統領は沖縄が日本の一部であることをみとめ、復帰可能の日を待望し、それまでは、日米両国が協力して沖縄の経済発展をはかるということや、自治拡大その他について六項目にわたる特別措置など、住民に明るい希望を与えたのである。

しかしながらこうした沖縄住民の福祉増進についての米国の考え方をもつて、すべてとなすには、あまりに現実はきびしい。現在米国の統治方針はなお軍事が優先している。このことと沖縄側の受取り方即ち住民福祉の増進が優先するということとのかねあいから摩擦が生ずるのである。ここに第一の問題がある。要約していえば、米国が沖縄の施政権を有している以上、そこには沖縄の人々が満足するような完全な自治は極めて困難であることを知らなければならないということである。では、これをどう打開していくか。まずこの現実を見きわめた上で政治の基本的な姿勢を決めなけ

ねばならない。

わが自民党では、対米抵抗ではなく、米国の極東における立場もみとめ米琉双方が理解と信頼を基調とし更に、いわゆる日米協調路線によつて、沖縄が日本に帰れ客観情勢が到来するまで、常に前むきの姿勢で、つみ重ね方式によつて一歩一歩実質的に本土との一体化をはかるべきであるということを基本的な政治方針として進んで来たのである。そして復帰の際におこると予想されるいろいろな問題にそなえて、日米協力による経済発展、住民福祉の向上を期すべく努力をつづけてきたのである。こうした努力は次第に実を結びつゝある。たとえば、日米両国の経済援助の増額をはじめ、日米委員会、日米琉技術委員会も発足し、沖縄の経済及び技術援助についての話合いの場というものがいよいよ活動を開始しようとしているところである。要するに沖縄の置かれている特殊的な立場から派生する問題の根底には米国と沖縄の至上目的が軍事優先と住民福祉優先という考方に差異があることを念頭におかなければならない。

三、法制上の制約

米国は琉球列島の統治について、大統領行政命令のほか琉球政府の設立一（一九五二年二月十九日布告第十三号）琉球政府章典（一九五二年二月二九日布令第六八号）によつて、行政府に対し、こまかいところまで指示し拘束できるような仕組になつている。また人事の任免についても干与する権能を有し、布令布告指令についても弁務官が必要と思う時はいつでも公布する権限が与えられている。なお弁務官府の解釈によれば大統領行政命令第二節の使命達成即ち住民福祉及び安寧のために必要とあれば、あえて法令を発布せずとも、たとえば違手入の如く弁務官府自らの手によつて適当な措置を講ずることができるとの見解をもつている。　こうしたところにも問題派生の要因がある。

三、主席任命方式、即ち立法院の指名に基く弁務官任命という二律背反的構造から起る問題、行政主席の任命については立法院の指名による人物を弁務官が任命することになつているが、弁務官はこれを任命せず、まつたく

自己の意志により別の人物を任命することができるわけである。ここにも問題がひそんでいる。というのは立法院の指名によつて弁務官に推選され任命された行政主席は、いわば指名と任命の間に立たされ二律背反的な立場におかれる場合が多い。しかも純然たる三権分立制下における沖縄の立法院と行政府の関係は日本の国会と内閣のそれとは著しく異なつている。立法院には主席不信任権がなく、また主席にも議会解散権がない、ところが立法院における主席指名の制度が主席不信任権まで有するような考え方に結びつきやすい、そして結局立法院の意志も弁務官によつて拒否され得る場合があるという主席任命制度からも、形式と内容、立法院と弁務官それぞれに対する主席の立場が微妙になつてくる。これは法制上の理非を越えた次元で困難な問題として派生する。

日本本土では議会が国家の最高機関であり、閣僚は国会議員である。沖縄では局長と議員を兼ねることはできない。おのおのの権限を有し、独自な立場における活動、即ちチェック・バランスの上に立ち、いずれをもつて重しとしない厳密な三権分立制度をとつている沖縄において一党総裁としてその党の立法院における活動と、行政主席としての行政活動の二者択一を迫られるとき行政主席は行政府の立場からの制約をとらざるを得ない場合が起るわけである。とくにもひとつの問題がひそんでいる。

さて以上、四つの項目について述べた通り沖縄の置かれている特殊的な立場から派生してくる諸問題の上に立つていくつかの具体的な政治的現象が生じてくる。

1 高等弁務官の理念、個性から起る問題

大田主席はその前主席時代、ギーリス副民政官との間において多くの問題を討議し政策を推進してきた。これは当時の高等弁務官ブース中将の政治信念であつたろう。またブース弁務官は大田主席が行政主席として正式に上京し、日本政府要路に対し、日米協議機関の設定という、かなり大きな意味をもつ政治的外交的な問題について交渉することも認とし

ていた。

さて、キャラウェイ高等弁務官であるが、同弁務官は、東南アジア地域における国際情勢の緊迫化に伴うためであるか、それとも弁務官中心主義（個性、信念）のためであろうか、従来よりも直接干與の傾向が強くなつてきたのは事実である。そして弁務官が住民福祉のためにと信じ善意をもつて行つていることは、わからぬものではないが手続面で民主々義の理念から遠いものがあるように一般に受けとられている。

弁務官は大統領行政命令第十一節によつて必要とみとめた場合は、いつでも法令を公布することができるという権限が与えられており、弁務官としては、布令の公布も必要とみとめたからやつたと言うであろう。またこうした布令公布をあえてなさなければならなかつたその理由については行政府にも責任はあろうが必ずしも行政府の責のみに帰すべきでなく、弁務官の言からすれば、立法院の立法能力をも責めていることも事実である。例えば例年二月一日の立法院開会に当つて立法院に対し立法勧告をするのであるが議員立法の例が殆んどなく、また法案の審議に当つても迅速にとれが行なわれず、審議未了のものが多い実情から、弁務官は住民福祉のためには布令もやむを得ないと考えておるようである。

とれに対し行政府では自ら法案作成し、これを立法勧告することによつて布令の公布を阻止せんとしたことも再三ある。問題の宮古水道公社布令が公布された頃、主席は建築基準法など二件ほどの布令公布をするという弁務官府に対し強硬に反対、これを阻止したこともある。

弁務官は、現在の立法院の状態では早期にその成立を期することができないから住民福祉のために布令を公布せざるを得ないと、例の鎮静剤、宮古水道公社についてその布令を公布したのであろう。更にまた、大統領行政命令第二節の解釈の上に立ち農連関係や病院などの検査を行つたという観方があることも見のがすことのできない事実である。更に弁務官中心主義を物語るものとして、琉球列島米国民政府という名称を高等弁務官府と改めたことなどがあげられよう。

高等弁務官のこうした政治信念、政治方針についてはワシントンポスト紙も論評をしているが、ブース、キャラウェイというふたりの弁務官の考え方、政治姿勢の差異が沖縄の政治推進にある程度の影響を及ぼしていることは否めないと思う。

2 民族性の相違から起る問題

歴史、伝統あるいは風俗習慣などの相違から起る問題も忘れてはならない主席をはじめ各局長関係職員が米側と接渉する場合、スムーズに事が運ばないことがある。これは、沖縄側の説得力が充分でないことにもあろうと反省させられるのであるが、結局民族性を異にするところから理解させるために困難な事例が多い。しかしながらこのことについては、あくまで誠意をつくし条理をつくしての話し合いが解決をつけるものと信ずるさて弁務官の布令公布は行政主席の責任なりとその責任追求がおこり、ついに現在の如き政局の動揺にまで発展してしまった。以下その経過についてふれてみよう。

A 弁務官の政策に対する反響

一 弁務官の布令公布など一連の政策に対して、

住民側ではこれを是なりとみとめる向もあったし、また自治後退なりと不満をもつ者もあった。さきに手入された関係者の不満は大きく、政界の一部特に野党の中には布令の内容等には関係なく、イデオロギイ的にあるいは反米の立場から布令の公布や最近手入れ、渡航制限などを自治の後退なりとし与論をもりあげる動きもあった。そしてこの気運は内面的なくすぶりをつづけていた。

B 政局動揺直前の動き

こうしてくすぶりがつづいている時

イ 四月二十八日の復帰大会が非常なもりあがりを見せた。二十七度線海上において本土側国会議員などの来訪もあって復帰運動の気運は高まり住民に大きな刺激を与えた。

ロ その後、五月になるとワシントンポスト紙に「米国の不幸のアジア政策」と題する記事が掲載された。そしてこれには沖縄の自治後退につい

ての論評がなされており、またこの記事に対するエールズ陸軍長官の反論など、内外に大きく報道された。こうした反響が沖縄の自治拡大の気運に拍車をかけた。

ハ五月十六日、退役前の健康診断のために、キャラウエイ弁務官は渡米した、しかしその後すぐに同弁務官はそのまゝ米国に留まり、もう沖縄には帰つて来ないという情報がとび、ここに自民党内のグループ（刷新派）が動きはじめた。そして弁務官は大田主席を信任していないとか、弁務官は政権を刷新派の手に委ねるとかのデマが流された。こうした一連の事象が、いまゝでくすぶつていた一部の者の不満を表面化させた。

0 自民党内の論議と刷新派の動き

日米協調路線の確立により、復帰の日が来るまで郷土の経済繁栄住民福祉の向上を目標とし着実な歩みをつづけてきた自民党内部において複雑な事態がおこりつゝあつた。それは一部議員から税法改正につき今議会において成立を期し、主席もこれに同調するように迫つてきた、そして、一もし同調しないときは主席不信任を表明すべく行動をつづけていたのである。これとまた一部議員の中には主席が党議中議員との接触がうすということにも不満をもつ者がいた、そしてこれがいわゆる自治停滞への不満に結びつき加えて野党のたくみなかけひきや、その他の不平組のつきゆげ、更にいつもの事ながらいわゆる政権への野心家や弁務官に対し念願を抱いている者が動き党内不平組の勢力の拡大を図つた。

D野党の動き

さて野党ではこの機すべからずとし自民党刷新派に働きかけると共に去る総括質問における瀬長副主席の自治棚上論を奇貨おくべしとなしこれを対主席に対し、これが責任を負わしむべしと強調、このことがはつきりするまでは予算審議にも応じない旨迫つてきた。また、刷新派に対しては個別的にあるいは集団的に働きかけ、これらの同調を得て、主席退陣の時期を明らかにせよと迫つてきた。刷新派においては、その背後にある者からも野党との同調を強調されたらしく、ついに党内の事

で他党の干渉を排すべきにもかかわらず総務会をひらいて主席退陣の時期を明確にするとの言質をとられてしまつた。

E 自民党内部の態度

ところがこれより先、自民党議員団と行政府首脳との話合いにおいて、今後行政府と与党は一体となつて減税案はじめ、その他の問題処理に当り、もし弁務官がこれに同調しない時には党議にかけて主席及び議員の進退を決定する旨、結論の一致をみたことは幹事長談話として発表したとおりであるが、しかしこの決定も無視され、十三日の総務会における主席退任時期言々となつてきたのである。

F 主席の態度と刷新派の態度

ところで主席はかねてから時期を見て今の地位を退くことを内々考えていたが、それにしても自らの責任を果さなければならないので、刷新派の三、四名に対しても立法院で総予算案等重要法案が処理され、しかして政局が安定し、党の趨勢即ち後任者が決まり次第円満に退任する事を話し合つていたのである。これは主席として、また自ら自民党の結成や組織化に挺進した者として当然な責務なりと考えていたからである、刷新派においても主席のこうした気持を了承していたのであるが、総務会の前日去る六月十二日の夜から十三日の早朝にかけて急に刷新派の態度が一変し、その背後にある者の示唆によつて主席退任の時期は八月一日にするようにとの強硬な申入れとなつた。主席としては、旧弁務官を暗かに送り、新弁務官に対し適当な時期に辞表を提出すべく決意をしておつた。しかし八月一日、即ち新旧弁務官の交替式に当つて辞表を提出することは、およそ責任ある者として、また儀礼をわきまえる者としてとるべき態度でないと信じこの申入れに応じなかつた。

G 六月十三日の総務会

このような経過を経て六月十三日総務会が開催されたのであるが、総務会は主席の立場を理解しこれを支持するものが圧倒的に多つたため刷新派はそのままでは通いつめられる可能性ありと見てか、論議もかわさず脱党

届を出して退場するに致ってしまった。

二 主席の辞表提出

主席は党分裂による政局動揺の責をおい六月弁務官に対して辞表を出した。実はこれより先弁務官は六月の定例記者会見において、主席は立法院やいかなる団体のリコールにもその対象にならない旨を明言し、またその翌日、自民党の四役に対し、主席は任期中その職責を遂行すべきであると強調したのであるが、しかし主席は自らの意志により政局動揺責任をとって辞表を提出したのである。

主席はまた党に対しても総裁辞任を申し出て今日に及んでいるが、主席としては同じ新保守主義の理念のもと、これまで労苦を共にしてきた

として民政クラブ議員の復党をねがっており、また弁務官の承認が得られるまでは行政主席として、また後任が就任するまでは自民党総裁としての責務を果す決意のもとに努力をつづけている。

さてわが党は、こうした動揺をいかにして収拾するかということについて真剣な討議を行うべく六月二十七日に総務会を再開した。　一

脱党さわぎで、その状態が懸念されていた総務会は苦難あって実に還るべ

ましい姿を見せた。当日は前回よりも総務の出席も多く沖縄自由民主党一の健在ぶりを如実に物語っていた。この時の結論は

一、党の結束を固め日米協調路線による復帰の促進を図るという党の基

政策を再確認

二、弁務官の承認あるまで行政主席は行政事務運営に奨励し、また後任

総裁がきまるまで、総裁は党の発展に努力すべきである。

三、特に注目すべきことは当面の重点活動として自治権拡大調査協議会

を設立するという決議である。即ち今回の政局の動揺の原因は制度

上の不満にその多くの因があり、沖縄統治の憲法ともいうべき大統

領行政命令を主旨とする布令布告の改正により、高度の自治を獲得

し再びかかる混乱が起らないよう制度の改善をはかろうという決議

である。

むすび　さて、沖縄の特殊事情から派生する諸問題と、これが遠因となつて起つた政局の動揺について、そのあらましを述べてきたが、要は物事の底辺になにがあるかということについて、ひとりびとりが、しつかりした眼をもつべきではないかと思うのである。他人のあげ足をとつたり、真相をわきまえずに責任のない立場からの勝手な放言などがあまり多いことを遺憾に思うのである。

わが党は日米協調路線により、郷土繁栄をはかり、祖国復帰を、ことに住民が待望している祖国復帰も反米という立場からでなく相手に理解させ、こちらも理解し、また相手に信頼させ、こちらも信頼していくことが肝要であると思う、そしてこうした努力をわれわれがつづけていくと同時に、ケネディ声明にもあるように、日本の一部であり日本国民である沖縄と沖縄の人々のために本土政府が国と国との問題として米国に対し沖縄のことについて交渉をつづけることを切望しているのである。主席公選も、たしかに自治拡大のひとつではあるろうが、これによつてすべてが解決するというものではない。六月二十七日の自民党総務会でも決議したように米国の沖縄統治に関する大統領行政命令をはじめとする諸法の改正が必要である。こうした改正についても、われわれは、たゞ抵抗言々でなく米側を納得させるために結束して当らねばならないし、本土政府においても外交交渉によつてその進展を図るよう切望するものである。

さらにまた、米国も沖縄の人々の自治に対する要求を真検に考究しなければならないであろう。即ち日米琉三者の理解と信頼による打開こそ最上のものであろうと思う。

終りに特にくりかえし申し添えたい事は、物事の判断に当つて、たゞその現象のみをとらえすべてなりと断定することは甚だ危険であるということである。その底に横たわるもの、ものの本質を見きわめ大所高所から全体的に物事を把握するえい智を期待したいのである。

一九六四年六月

沖縄自由民主党事務局